

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（交通規制課）

一 趣旨

信号機の基準について歩行者用青信号に従って通行する対象に特定小型原動機付自転車を追加することに伴う基準の改定をするための改正

二 内容

第二条第二号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

三 施行期日

令和五年七月一日